

議 事 日 程 第 5 号

平成25年9月27日（金）午前10時開議

（決算特別委員長報告）

- 日程第 1 認第 1 号 平成24年度米沢市一般会計歳入歳出決算
- 日程第 2 認第 2 号 平成24年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
- 日程第 3 認第 3 号 平成24年度米沢市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算
- 日程第 4 認第 4 号 平成24年度米沢市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
- 日程第 5 認第 5 号 平成24年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計歳入歳出決算
- 日程第 6 認第 6 号 平成24年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計歳入歳出決算
- 日程第 7 認第 7 号 平成24年度米沢市下水道事業費特別会計歳入歳出決算
- 日程第 8 認第 8 号 平成24年度米沢市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算
- 日程第 9 認第 9 号 平成24年度米沢市物品調達費特別会計歳入歳出決算
- 日程第10 認第10号 平成24年度米沢市南原財産区費特別会計歳入歳出決算
- 日程第11 認第11号 平成24年度米沢市三沢東部財産区費特別会計歳入歳出決算
- 日程第12 認第12号 平成24年度米沢市水道事業会計決算
- 日程第13 認第13号 平成24年度米沢市立病院事業会計決算
- 日程第14 議第82号 平成24年度米沢市水道事業会計剰余金の処分について

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第15 議第71号 米沢市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議第86号 米沢市特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の設定について
- 日程第17 請願第4号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書提出方請願

（民生常任委員長報告）

- 日程第18 議第72号 米沢市市民バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について

（産業建設常任委員長報告）

- 日程第19 議第73号 米沢市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第20 議第74号 米沢市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議第75号 市道路線の廃止について

日程第 2 2 議第 7 6 号 市道路線の認定について

日程第 2 3 議第 8 4 号 米沢市新文化複合施設新設機械設備工事請負契約の締結について

日程第 2 4 議第 8 5 号 米沢市新文化複合施設新設電気設備工事請負契約の締結について

(予算特別委員長報告)

日程第 2 5 議第 7 7 号 平成 2 5 年度米沢市一般会計補正予算 (第 4 号)

日程第 2 6 議第 7 8 号 平成 2 5 年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 2 7 議第 7 9 号 平成 2 5 年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 2 8 議第 8 0 号 平成 2 5 年度米沢市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 2 9 議第 8 1 号 平成 2 5 年度米沢市立病院事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 3 0 議第 8 7 号 友好都市提携について

日程第 3 1 発議第 1 3 号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

日程第 3 2 発議第 1 4 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のため
の意見書の提出について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 2 まで

追加日程第 3 3 発議第 1 5 号 米沢市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の設定について

出欠議員氏名

出席議員 (24 名)

1 番	木	村	芳	浩	議員	2 番	相	田	克	平	議員
3 番	高	橋	嘉	門	議員	4 番	佐	藤	弘	司	議員
5 番	山	田	富	佐	子	議員	6 番	山	村	明	議員

7 番	鈴 木 章 郎	議員	8 番	高 橋 壽	議員
9 番	白 根 澤 澄 子	議員	1 0 番	佐 藤 忠 次	議員
1 1 番	遠 藤 正 人	議員	1 2 番	堤 郁 雄	議員
1 3 番	工 藤 正 雄	議員	1 4 番	齋 藤 千 恵 子	議員
1 5 番	島 軒 純 一	議員	1 6 番	海 老 名 悟	議員
1 7 番	渋 間 佳 寿 美	議員	1 8 番	相 田 光 照	議員
1 9 番	中 村 圭 介	議員	2 0 番	小 島 卓 二	議員
2 1 番	佐 藤 兵	議員	2 2 番	高 橋 義 和	議員
2 3 番	小 久 保 広 信	議員	2 4 番	我 妻 徳 雄	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	小 林 正 夫
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	山 口 昇 一
市民環境部長	赤 木 義 信	健康福祉部長	菅 野 智 幸
産 業 部 長	茅 田 美佐雄	建 設 部 長	加 藤 吉 宏
会 計 管 理 者	遠 藤 善 則	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	我 妻 秀 彰
水 道 部 長	細 谷 圭 一	病院事業管理者	芦 川 紘 一
市 立 病 院 事 務 局 長	加 藤 智 幸	教 育 委 員 会 委 員 長	高 橋 英 機
教 育 長	原 邦 雄	教育管理部長	神 田 仁
教育指導部長	土 屋 宏	農業委員会会長	伊 藤 精 司
農 業 委 員 会 長	高 橋 寿 一	選挙管理委員会委員長	小 林 栄
選挙管理委員会事務局長	生 田 英 紀	代表監査委員	大 澤 悦 範
監 査 委 員 会 長	遠 藤 誠 司		

~~~~~

出席した事務局職員職氏名

事務局 長            近 野 長 美

事務局 次 長            高 野 正 雄

副 主 幹 兼  
議 事 調 査 係 長            松 田 順 子

庶 務 係 長            青 木 重 雄

主            査            堤            治

主            任            我 妻 政 仁

~~~~~

午前１０時０１分 開 議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第５号により進めます。

.....

日程第１ 認第１号平成２４年度米沢市一
般会計歳入歳出決算外１３件

○島軒純一議長 日程第１、認第１号平成24年度米沢市一般会計歳入歳出決算から日程第14、議第82号平成24年度米沢市水道事業会計剰余金の処分についてまでの認定案件13件、議決案件１件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、決算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

決算特別委員長２番相田克平議員。

〔決算特別委員長２番相田克平議員登壇〕

○２番（相田克平議員） おはようございます。

御報告申し上げます。

去る３日の本会議において当委員会に付託されました案件は、認第１号から認第13号までの認定案件13件、及び議第82号の議決案件１件であります。

当委員会は、議会日程に従い、10日から13日までの４日間にわたり、委員会室において全委員出席のもと、当局から教育長、病院事業管理者、監査委員ほか関係部課長にも出席を求め、開催いたしました。

審査に当たっては、認第１号から認第13号まで、及び議第82号の付託案件を一括議題とし、当局から各会計の歳入歳出決算概要について説明を受け、続いてこれに対する総括質疑及び帳票審査を行い、その後認第１号一般会計の歳出決算から順次審査を行いました。

なお、各会計決算の内容につきましては、平成24年度米沢市歳入歳出決算書、その他関係附属資料等で各議員御承知と存じますので、その詳細については省略し、以下一般会計、特別会計及び企業会計歳入歳出決算の概要についてのみ申し上げます。

まず、一般会計の歳入では、収入済額が357億4,212万2,658円で、予算現額に対する収入率は93.89％であり、これに対し歳出では、支出済額が345億6,356万409円で、予算執行率は90.80％であります。この結果、一般会計決算の形式収支額は11億7,856万2,249円となり、この額から継続費の財源143万3,000円、繰越明許費の財源5,298万5,735円、事故繰越の財源1,075万4,150円を平成25年度に繰り越すべき財源としたため、これらを除いた11億1,338万9,364円が実質収支額、すなわち純剰余金となります。

次に、企業会計２件の決算状況について申し上げます。

水道事業会計については、施設整備の面では、老朽管更新事業及び給・排水管の布設並びに布設がえを行い、耐震化と漏水防止を図るとともに、安定給水に努めました。一方、経営の面では、給水収益が、有収水量の増加などにより前年度より増加しました。また、水道料金収納等業務や舘山浄水場運転管理業務の民間委託を実施するなど、効率的な事業経営により健全な財政の維持に努めました。以上の結果、収益的収支では４億300万6,717円の純利益となりました。次に、資本的収支ですが、資本的収入は補助金、加入金、補償金などで、資本的支出は建設改良費と企業債償還金です。資本的収支の不足額６億382万3,602円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金及び減債積立金で補填しています。

続きまして、議第82号平成24年度米沢市水道事業会計剰余金の処分についてですが、平成24年度未処分利益剰余金は４億300万6,717円ですが、こ

れを減債積立金として1億2,147万7,878円、建設改良積立金として2億8,152万8,839円、それぞれ処分しようとするものです。

次に、病院事業会計については、診療報酬の改定という外的要因に加えて、施設基準の維持及び充実、専門性を持つ医師の招聘、有資格者の増員による積極的医療を推進した結果、入院収益が過去最高、外来収益でも過去5年間で最高の収益を確保することができました。収益的収支では昨年に続き黒字決算となり、1億8,188万1,245円の純利益となり、その結果、当年度未処理欠損金は59億1,877万5,046円となったものであります。

次に、総括質疑及び各会計決算審査の中で、質疑・要望のありました主なものを取りまとめて申し上げます。

まず、総括質疑では、国庫支出金が収入済額で約5億6,700万円、対前年度比12%減っているが、その要因について質疑があり、当局から、平成24年度は建設事業が比較的少なかった年度で、塩井町団地建替事業で2億5,000万円ほど、また、児童手当関係で2億円ほど減っているのが主な要因であるとの答弁がありました。

次に、一般会計歳入歳出決算のうち、歳出について申し上げます。

まず、第2款総務費では、防犯活動推進事業費のうち、LED防犯灯設置費補助金について、全ての街路灯をLED化していくのかとの質疑があり、当局から、当初は公衆街路灯約7,000灯のうち1,500灯程度を切りかえる考えだったが、最近は省エネ化ということでLED照明が脚光を浴びており、町内会からの反響も大きいことから、方針転換して約7,000灯全部をLED化していきたい考えでいるが、最終的には5期実施計画で検討し、決定したいとの答弁がありました。

また、これに関して、地元でLED灯を生産している企業に発注し、地産地消としてはどうかとの質疑があり、当局から、本市産業振興の観点からも望ましいので、今後検討したいとの答弁があ

りました。

また、ふるさと納税の件数と額、経費の主な内容について質疑があり、当局から、平成24年度は49件で316万円であり、事業に要した費用としては、パンフレットの作成のほか、金額が多いのは3万円以上の納税者に広報を送付し、本市産米3キロを送っている対応であるとの答弁がありました。

また、沖縄、長崎、広島に順番に中学生と職員を派遣している平和都市宣言事業について、各中学校から複数名派遣するよう拡大すべきではないかとただされ、当局から、さまざまな状況を判断しながら検討したいとの答弁がありました。

さらに、委員から、循環バス廃止代替路線の運行時間について、米沢女子短期大学の学生に加え、高校生の利便性向上を図るべきではないかとの質疑があり、当局から、どうすればより利用しやすいか総合的に検討していきたいとの答弁がありました。

また、北部集会所の今後のあり方についてただされ、当局から、昭和58年開所当時とは状況が変わっており、行革大綱においては廃止の方向性を示した内容となっている。現在、第四中学校の卓球部が部活動で利用していることもあり、具体的な検討には入っていなかったが、今年度中には市の考えをまとめ、議会を初め利用者に説明したいとの答弁がありました。

それから、市が行っている補助金についての一覧できる資料の作成について質疑があり、当局から、庁内関係課と協議し、よりよい情報提供のあり方について検討したいとの答弁がありました。

このほか、eLTAxでの税の申告状況について、モーゼスレイク市やタウバテ市との姉妹都市交流のあり方について、パソコンのOSサポート終了への対応について、西條天満公園の今後の有効な活用策について、接遇、法令・法務などを初め職員研修全般についての質疑がありました。

次に、第3款民生費では、東日本大震災による

避難児童が入所し、避難児童支援室設置事業補助金を活用している分園「光」の入園状況についてただされ、入園しているのは福島からの避難児童だけで、以前の入園者30名から現在は20名が入園しているとの答弁がありました。

また、老人福祉センター寿山荘の今後のあり方について質疑があり、当局から、寿山荘検討委員会で、ハード・ソフト面で検討しており、10月末に答申案が出るので、そこで方針をお示しできるとの答弁がありました。

また、社会福祉総務費の返還金が多額で、前年よりもふえていることについてただされ、当局から、返還金の中で大きなものとして自立支援給付費等国庫負担金1,547万円とあるが、大きかった要因としては、利用についての見込みの相違があったものと答弁がありました。

これについてさらに、利用できるのに知らずにできなかったということはないのかとの質疑があり、当局から、サービスを必要とする方には、漏れなくサービスが行き渡るのがベストだと思っており、今後周知にさらに努力をしていくとともに、利用の見込みの精度も上げていきたいとの答弁がありました。

また、本当の意味での自立には、障がい者の雇用をふやす必要があると思うとして、その状況について質疑があり、当局から、平成24年度の障がい者の職業紹介の状況は、登録者153名、ハローワークからの紹介が305件あり、採用まで結びついた方が78名と、登録者の約半数が採用されたとの答弁がありました。

このほか、生活保護受給者就労支援相談業務の実績について、敬老祝金制度の継続について、成島ふれあい動物園の動物の種類などについて質疑がありました。

次に、第4款衛生費では、第一中学校及び愛宕小学校の太陽光発電量と学校での学習状況について質疑があり、当局から、太陽光発電システムが10キロワット、蓄電システムが15キロワットア

ワーで、災害時に必要最低限の電気を確保できるように想定しており、学習については、理科室前や昇降口にパネルを設置して、発電量などがわかるようになっており、理科室での実験のほか、実際に動いているのを確認して勉強しているとの答弁がありました。

また、これについて、本市は雪国なので発電効率が悪いと認識している方も多いが、実際の発電はどうかとただされ、当局から、昨年度は工事が年度後半だったため、実態がわかるのは今年度と考えており、今年度は第六中学校と南原小学校に設置する予定で、地面に対し斜めに設置した第一中と愛宕小学校に対し、第六中と南原小学校では垂直に設置する予定であり、両者の効率の違いを分析し、今後生かしていきたいとの答弁がありました。

このほか、不法投棄監視カメラの設置効果について、南原地区での過去の大規模な廃棄物の埋め立ての事実関係について、自殺予防のためのゲートキーパー養成について、健康手帳による健康管理について、市役所庁舎の喫煙場所の現況についての質疑がありました。

次に、第5款労働費では、市民に浸透してきた御当地ヒーローアズマンジャンの今後の活用の方針について質疑があり、当局から、平成23年度米沢まちづくりコンペティションで提案されたものであるが、平成24年度は、緊急雇用事業で2名雇用して、67回地域のイベントに出たところである。今後の継続については、民間事業者の活用も考えに入れながら検討したいとの答弁がありました。

次に、第6款農林水産業費では、平成24年度の新規就農者について質疑があり、人数は5名、新規学卒者が2名で、Uターンが3名との答弁がありました。

また、寒中野菜について、市の今後の取り組みについて質疑があり、当局から、本市の弱い部分である冬場の農業生産の大切な作物として考え

ており、単価もとれる作物ではあるが、大変な重労働であると聞いている。できるだけ労力を緩和できるような体制をとって、新しいブランドの確立につなげていきたいとの答弁がありました。

さらに、市民農園の利用状況についてただされ、当局から、市内3カ所で65区画あり、現在全て埋まっている状況であり、利用者は63名で、複数区画を利用している方もおられるが、利用希望者と区画数はほぼバランスがとれているとの答弁がありました。

このほか、公共や民間で木材利用の事業はないかとただされ、市有林の間伐材はペレット化、チップ、合板への利用を進めているほか、公共建築物への活用の基本方針を昨年度決めており、道の駅、新文化複合施設、コミュニティセンターなど、利用可能なところには多く使っていただけるよう調整したいとの答弁がありました。

これに関連して、ペレット利用やバイオマス発電の引き合いはないかとの質疑があり、バイオマス発電の希望はないが、ペレットボイラーは米沢栄養大学で取り入れたいとの話がある。ペレット製造は中津川でやっているが、ペレット需要が高まってきており、そこだけでは対応できないことから、米沢地方森林組合で施設を設けたい考えがあり、市としても事業実施に協力することを検討したいとの答弁がありました。

また、みどり環境税事業の里山体験事業の内容についてただされ、市民の森、白布の「森の館」周辺、飯豊の源流の森を活用した自然体験学習、木工クラフトを体験してもらう事業、三沢東部小学校では学校林を活用した下刈り、杉の熊剥ぎ対策などの体験活動を行っており、小学校5校、学童保育6施設、コミュニティセンター3館が実施したとの答弁がありました。

これを受けて、里山体験は子供たちに有意義な体験なので、全ての子供が学習できるようにできないかとの質疑があり、来年度の事業募集に当たっては、積極的に働きかけ、多くの子供たちが体

験できるようにしたいという気持ちで取り組みたいとの答弁がありました。

このほか、田んぼアートの展望台に向かう通路の安全管理について、関地区を中心に仙台、関東圏の中学生を受け入れて、その後交流人口の増加につながっている都市住民交流推進事業について質疑がありました。

次に、第7款商工費では、天元台ロープウエー制御装置更新等工事の位置づけとリフトの改修について質疑があり、当局から、今回の索道施設整備は平成24年度から平成28年度の5カ年計画の一部であり、平成24年度はロープウエーの制御装置の改修を行い、今年度は制動機等の整備、来年度以降はひき索などのロープ関係の整備を行うもの。リフトについては、平成18年度から22年度で整備済みであるとの答弁がありました。

さらに、ロープウエー、リフトの更新後は、大きな投資は行わないのかとただされ、アルプの改修なども改めて検討したいとの答弁がありました。

また、消費生活相談員2名の体制だが、資格は取得しているのかとの質疑があり、当局から、資格には試験実施団体により3つあり、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれかを取得している場合、有資格者となるが、まだ取得していないとの答弁がありました。

これに関連して、資格取得者には待遇面で違いを持たせるのかとただされ、当局から、資格取得の場合、給料増額の考えで、総務、財政担当と協議了承済みであるとの答弁がありました。

さらに、おしよしな観光大使の事業内容について質疑があり、観光大使には2種類あって、著名人に市からお願いしている推薦型で、こちらはこの春に委嘱した眞島秀和さんを加えて9組10名、もう1種類は、みずからの応募による公募型で、こちらは今年度2名加わって22名であり、この方々に米沢の広報、観光情報、イベント情報を

お伝えしていて、米沢のPRをお願いしているとの答弁がありました。

また、一店舗一名物開発事業の内容について質疑があり、当局から、昨年度がこの事業の1年目で、一店逸品協会にセミナーを依頼し、今年度もセミナーを行っている。事業内容を見直し、一店逸品運動として実施しており、12店舗が参加し、それぞれの逸品をつくり上げていく活動が始まったところである。他自治体では、サービス業や農業者も参加している例があり、それぞれの一番のお勧めを考えながら、消費者へのアピール方法も学ぶ研究会を開催していこうとしているところであるとの答弁がありました。

さらに、企業誘致アドバイザー、産業アドバイザーから紹介された実績についてただされ、当局から、企業誘致アドバイザーから6社、産業アドバイザーから3社の紹介を受け、アドバイザーと市長が同行するトップセールスや、アドバイザーと職員が同行して訪問しており、誘致可能性が高い企業も1社ある。海岸近くの工場が、津波リスクを避けて災害の少ない米沢を第一の候補地と考えていただいている事例もあり、そのほかの企業も、訪問を続け誘致実現につなげたいとの答弁がありました。

このほか、観光客誘致対策として、外国人観光客向けの看板等の外国語併記について、イベント時のおまつり広場駐車場の観光客駐車スペースの確保について、企業誘致対策として工業立地セミナーの内容について質疑がありました。

次に、第8款土木費では、排雪の時期と回数等について質疑があり、当局から、排雪は道路への積雪状況や路肩の積雪の高さを勘案しながら適切に進めており、降雪量によっては、正月前の早い時期に実施した場合もあり、また、雪捨て場に続く幹線道路を先行してやるなどし、効率的、タイムリーな実施に努めているとの答弁がありました。

また、道路冠水のおそれのある箇所について質

疑があり、冠水想定箇所としては、現在のところ、県道では、通町ガード、下花沢の六部跨線橋の東側、県道板谷米沢停車場線の市野々ガードの3カ所、市道では、花沢ガード、塩井アンダーパスの2カ所で、計5カ所との答弁がありました。

こうした箇所の改善の状況についてただされ、市道では、花沢ガードは平成22年度にポンプ稼働、排水路の改善を行っている。また、塩井アンダーパスについては、圧送管方式での改良を設計中。花沢跨線橋の東側についても、バイパス水路を現在施工しているとの答弁がありました。

私道舗装等整備補助金について、再舗装する際も補助を求める声があるが、どう考えているのかとの質疑があり、当局から、舗装の劣化・老朽化についても相談があったところであり、ニーズを把握しながら補助金の見直し時に検討したいとの答弁がありました。

このほか、耐震基準適合証明書の発行について、米沢市景観重要建造物等保存対策事業について、民間建築物アスベスト含有調査補助金について質疑がありました。

次に、第9款消防費では、消火栓の新設は毎年何カ所と数が決まっているのかとの質疑があり、毎年3カ所の予算を確保しており、消防団の要望を受けて設置しているとの答弁がありました。

さらに、小型動力ポンプの火災現場への搬入方法についてただされ、現状では火災現場が遠距離の場合は、消防団員所有の軽トラックなどで搬入しているものの、軽トラック所有の団員が減少していることから、次期総合計画実施計画において、軽トラック導入など、搬入手段の検討をしていきたいとの答弁がありました。

消防への女性の力の活用について質疑があり、女性消防団員が7名本部に配置されているほか、婦人防火指導員が16地区で400名いるとの答弁がありました。

このほか、大規模災害の発生を想定した防災訓練の実施について質疑がありました。

次に、第10款教育費では、市営人工芝サッカーフィールドの使用時間を、現在の午後9時までから1時間延長して午後10時まで延長できないかとの質疑があり、当局から、ナイター利用できる施設がほかに5カ所ある、いずれも近隣の住宅等への影響を考慮して午後9時までの利用にしているが、地域及び競技団体と協議、検討したいとの答弁がありました。

また、市営人工芝サッカーフィールドで支柱に損傷があった問題で、今後の冬場の管理をどうするのかただされ、当局から、雪が締まったときにネットが引っ張られて支柱が壊れたもので、冬の対策として、除雪機を購入し、ネットの周りの雪をよけて、過大な負荷がかからないように対応するとの答弁がありました。

また、道路の植樹ますの花植えについて質疑があり、植樹ますは、都市計画課が実施している場所については、モデル事業で花を植えているところがあり、そこはボランティアでやっている。市庁舎周りについては、建設部の職員のボランティアでやっているところだが、今後より多くの市民の力をおかりしてやっていきたい考えを持っている。土木課が管理している市道部分については、植樹ますがたくさんあるが、道路美化ボランティア活動の取り組みがあり、この考え方をもっとPRして、市民の方々の力をおかりしていききたいとの答弁がありました。

次の第11款災害復旧費では、暴風の被害状況について質疑がありました。

第12款公債費及び第13款予備費については、質疑がありませんでした。

次に、歳入については、平成24年度のインターネット公売の状況について質疑があり、当局から、不動産が30件で1,372万2,099円、動産が124件で117万1,738円の合計154件、1,489万3,837円の収入となったとの答弁がありました。

そのほか、寄附金の状況、固定資産税収減少の要因について質疑がありました。

以上が、一般会計歳入歳出決算の審査における質疑の主なものであります。

採決に当たっては、反対との意見があり、起立採決を行った結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

続いて、特別会計について御報告申し上げます。

初めに、認第2号平成24年度国民健康保険事業勘定特別会計についてであります。委員から、短期被保険者証は4カ月の期限のものを発行しているが、取りに來られない場合、期限切れまで保管している状況ではないかとただされ、当局から、短期被保険者証の期限の1カ月前に郵送しているとの答弁がありました。

採決に当たっては、国民健康保険税の未納に対しては、市民はできるだけ保険税を納めなければならないと思っているが、生活していくに当たって払い切れないのではないか。そこが制度上放置されている中で制裁措置が行われていて、制度に問題があり、反対との意見がありましたので、起立採決を行った結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認第3号平成24年度米沢市後期高齢者医療費特別会計についてであります。短期被保険者証の発行について質疑があり、当局から、後期高齢者では、高齢の方を対象にしていることから、発行月の20日には郵送しているとの答弁がありました。

採決に当たっては、現在2年ごとに保険料を上げる仕組みになっているが、今後、保険料を上げることができないようになると、受けられる医療の制限が行われる危惧があり、反対との意見がありましたので、起立採決を行った結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認第4号平成24年度米沢市介護保険事業勘定特別会計についてであります。地域包括支援センターの設置箇所数についてただされ、当局から、平成26年度までに委託数4カ所を整備する計画があるとの答弁がありました。

採決に当たっては、介護保険料は3年ごとに保険料が上がっている。サービスが拡大されればいいが、むしろ抑制されている。また、特別養護老人ホームが不足しているのに、施設建設の方針を国として持っていないなど、問題がある。さらに、要支援認定の方を介護保険から外すような検討もなされているようだ。介護保険サービスが縮小する方向に進んでおり、認定に反対するとの意見がありましたので、起立採決を行った結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認第5号平成24年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計歳入歳出決算、認第11号平成24年度米沢市三沢東部財産区費特別会計歳入歳出決算までの7案件については、とりわけ質疑もなく、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

次に、議第82号平成24年度米沢市水道事業会計剰余金の処分について及び認第12号平成24年度米沢市水道事業会計決算については、関連がありましたので、一括して審査を行いました。

まず、有価証券約16億円の保有目的について質疑があり、当局から、内部留保資金の効率的な資金管理として短期国債を買っており、この年度末残額が記載の金額となっているとの答弁がありました。

また、この3年間で有価証券保有額が急激にふえている理由についてただされ、当局から、本来であれば、通常の預金で運用するものだが、ペイオフ導入後、銀行が破綻したときに資金を担保するため、一般会計も含めて、借入金の額までしか各銀行に預金しないというルールが市全体としてある。しかし、水道の内部留保金はそれを超えているので、超えた部分を最も安全な国債を購入して運用しているが、市全体で起債残高が減少していることから、有価証券購入が増加しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、内部留保資金を使う予定についてただされ、当局から、今後、舘山浄水場を

建てかえることになるが、これを含めた施設整備事業に充当する予定であるとの答弁がありました。

さらに、置賜広域水道からの供給がとまった場合の水源とその供給量について質疑があり、当局から、浄水能力を最大まで使う場合、舘山浄水場で7,500立方メートル、田沢、白布、板谷の各浄水場を合わせて2,300立方メートル、地下水は成島と南原の2カ所のポンプ場で3,200立方メートルで、以上を合わせると1万3,000立方メートルとなり、本市の1日当たりの供給量2万3,300立方メートルの56%程度まで供給できる見込みであるとの答弁がありました。

また、板谷簡易水道の有収率が下がっているので、対策が必要ではないかとの質疑があり、板谷簡易水道は今年度で大規模な漏水があり修理を行ったため、今後は有収率が上がるとの答弁がありました。

また、災害時に今保有している給水車などどの程度給水可能かとの質疑があり、保有している給水車は2トンと1.6トンの2台ある。このほか、可搬式の1トンタンクが4基あり、飲み水だけであれば、1人1日当たり3リットル程度なので、これで対応可能と考えているとの答弁がありました。

さらに、総使用水量が微減傾向にあるが、人口減少、節水型機器の導入により使用水量が減った場合、県との契約水量は減らせるのかとの質疑があり、本市だけではなく、県からの受水団体全体として県と協議し、そのときの状況に応じた契約をさせてもらうことが必要になるとの答弁がありました。

さらに、純利益が上がっている中で、水道料金の考え方についてただされ、今年度審議会を立ち上げており、本市の水道料金のあり方について検討していただいている。その答申が間もなく出るので、それに基づいて水道料金を改定したいとの答弁がありました。

このほか、放射能検査の実施状況や、水道料金を分納で納付している方が給水停止された件について質疑がありました。

採決に当たっては、議第82号については、全委員異議なく、可決すべきものと決まりました。認第12号についても、全委員異議なく、認定すべきものと決まりました。

次に、認第13号平成24年度米沢市立病院事業会計決算に対しては、病院建設基本構想の検討状況について質疑があり、当局から、病院のあり方検討委員会の検討報告書を受けて院内で調整し、骨子をつくる段階であり、市役所関係部署と意見調整を行った、これから、市民アンケート、院内の入院患者、外来患者の意見をお伺いしたいと考えており、議会にも報告し、意見を賜りたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、皮膚科と呼吸器科に常勤の医師を配置してほしいとの質疑があり、当局から、医師の招聘については、大学に定期的に伺ってお願ひしているところで、新たな大学にも招聘についてお願ひしていく考えであるとの答弁がありました。

採決に当たっては、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案の審査経過の概要とその結果を申し上げ、委員長報告いたします。

○島軒純一議長 ただいまの決算特別委員長報告に対して、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算特別委員長報告の中、異議のありました認第1号から認第4号までの認定案件4件を除く、認第5号から認第13号までの認定案件9件及び議第82号の議決案件1件を委員長報

告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、認第5号から認第13号までの認定案件9件及び議第82号の議決案件1件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました認定案件4件について順次採決いたします。

初めに、認第1号について起立により採決いたします。

認第1号に対する委員長報告は、賛成多数で認定であります。

お諮りいたします。

認第1号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、認第1号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、認第2号について起立により採決いたします。

認第2号に対する委員長報告は、賛成多数で認定であります。

お諮りいたします。

認第2号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、認第2号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、認第3号について起立により採決いたします。

認第3号に対する委員長報告は、賛成多数で認定であります。

お諮りいたします。

認第3号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、認第3号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、認第4号について起立により採決いたします。

認第4号に対する委員長報告は、賛成多数で認定であります。

お諮りいたします。

認第4号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、認第4号は委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第15 議第71号米沢市基金の設置、 管理及び処分に関する条例の 一部改正について外2件

○島軒純一議長 次に、日程第15、議第71号米沢市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてから日程第17、請願第4号新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書提出方請願までの議案2件、請願1件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

総務文教常任委員長16番海老名 悟議員。

〔総務文教常任委員長16番海老名 悟議員登壇〕

○16番(海老名 悟議員) 御報告申し上げます。

去る3日と9日の本会議において当委員会に付託されました案件は、議案2件、請願1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、17日の午前10時から委員会室において全委員出席のもと、教育長、関係部課長並びに請願の審査においては紹介議員に出席を求め開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第71号米沢市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてであります。本案は歳計剰余金の財政調整基金への積立方法を変更することに伴い、同基金の積立額の見直し等所要の改正を行うとともに、新たに産業用地基金を設置するほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

なお、以後の説明において、中小企業基盤整備機構については中小機構として御説明申し上げます。

本案に対し、委員から、有機エレクトロニクスイノベーションセンターが開所し、世界中から脚光を浴びるようになったが、今後の誘致方針はどのように強化するつもりかとただされ、当局から、今までの誘致活動に加え、日本立地センターに依頼しているサポート業務により、本市が希望する業種に絞ってアンケート調査を実施していることから、その報告書をもとに、将来可能性のある新たな企業にも挑戦してまいりたい。また、イノベーションセンターを訪れる企業や、山形大学と共同研究されている企業などを中心に誘致活動を進めてまいりたいとの答弁がありました。

また、委員から、今回の用地取得に関する地元産業界、経済界等の考えについて質疑があり、当局から、地元の電気、機械、情報関連の企業からは、ぜひこのまま継続して造成、誘致活動を続け、米沢八幡原中核工業団地、米沢オフィス・アルカディアを本来の目的である団地に成長させてほしいという話を伺っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、平成17年ごろに立ち上げた米沢オフィス・アルカディア連絡会議の結果については、今回の企業誘致方針上、どのような捉え方をしているかとの質疑があり、当局から、連絡会議の流れを受け継いだ中で、誘致業種を拡大したり、柔軟に対応する方針を策定しているとの答弁がありました。

また、賃貸借制度を導入した場合の固定資産税

について質疑があり、当局から、土地については市の所有なので課税対象とならないが、建物や償却資産については課税されるとの答弁がありました。

さらに、委員から、企業誘致方針の中で、産業用地を取得した場合の利点として、団地開発当初の地元住民との約束を継続できるとあるが、約束とは何か、また、取得しない場合に守られない部分が出てくる可能性はあるかとの質疑があり、当局から、約束とは環境協定であり、地下水に関することが主なものである。また、全ての立地企業と環境協定を結んでいるが、市の所有でなくなった場合は、守られなくなる可能性は出てくるとの答弁がありました。

また、委員から、競争入札になった場合、用途地域の規制は緩和されるか、土地の価格は安くなるかとの質疑があり、当局から、入札になった場合も用途地域は変更されず、価格については、本市が中小機構から提示されている金額が最低となり、それより高く入札した方が落札すると聞いているとの答弁がありました。

さらに、委員から、未分譲地の処分について、中小機構から話が合った時期はいつかとの質疑があり、当局から、ことしの1月か2月ごろだったとの答弁がありました。

また、委員から、未分譲地を取得する、しないの回答は9月末が期限とされているが、それまでに回答できない場合は、取得できないのかただされ、当局から、取得の可否についての回答は必ず9月末までとされており、中小機構は12月には公募に入ることから、今議会の上承を得た上で取得するとの回答をし、上承を得られなければ取得できないとの回答をせざるを得ないと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、期限までの回答で取得できないとした場合、今後中小機構が行う入札に市が参加することはできないかとの質疑があり、当局から、未分譲地は一括して入札に付され、余りに

も多い場合は、東北や関東などのブロックに分けられ入札に付される予定であることから、入札への参加は難しいとの答弁がありました。

また、委員から、具体的な誘致方針が見えず議決に不安が残ることから、12月議会まで検討を重ね判断したいと考えるが、9月議会で議決しなければならない理由は何かとただされ、当局から、取得すると回答した後で議会に承認を求めるという判断もあるが、議会との信頼関係を踏まえると、議決なしで回答はできないとの考えから、今議会に上程したものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、回答期限の猶予を中小機構に依頼することはできないかとの質疑があり、当局から、取得するかしないかの回答は延ばすことができないと中小機構に確認しているとの答弁がありました。

また、委員から、今後、同じような条件で誘致を行う自治体がふえる中で、多額の資金を投じることになるが、この方針で企業誘致ができると考えているのかとただされ、当局から、方針については、他自治体の優遇制度と比較し、本市のよさを前面に出して、その都度よいものにしていきたい。特に、山形大学工学部の有機エレクトロニクスは世界の最先端をいく技術として応用に向けて動き出しており、有機デバイスや有機EL、蓄電デバイスなども米沢にしかない技術であることから、それらを戦略として誘致を進めてまいりたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、土地開発基金の当初の設置目的と、産業用地基金の原資とする妥当性について質疑があり、当局から、土地開発基金は昭和44年に公共用地の先行取得を目的に設置され、国からの財政支援や売却益の累積が現在の残高になっている。また、産業用地は公共用地としての取得ではないが、本市の将来の産業振興、雇用拡大につながるものであり、そのための用地を先行取得するものと捉えられることから、そこに合理的

な理由があると考え、土地開発基金のストックを活用して産業用地を取得しようとしたものであるとの答弁がありました。

また、委員から、産業用地基金は、用地取得後、土地の売却益が積み立てられるまでの期間はゼロになるが、それでも維持していく方針かとの質疑があり、当局から、売却額は基金に積み立て、助成制度に活用したり、基金残高に余裕があれば運用も可能と考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、産業用地を本市が取得した場合は、前例踏襲ではなく、民間感覚で積極的に誘致活動を行うとともに、その計画や支援策、企業の進退等については、議会の意見も聞きながら進めていただきたいとの要望がありました。

また、委員から、積極的に誘致を進めていくに当たっての組織体制の強化について要望がありました。

さらに、委員から、山形大学工学部との連携を密にし、誘致方針に盛り込んでいただきたいとの要望がありました。

そのほか、誘致活動による具体的な企業の動きについて、現地見学会に参加された企業の感想について、問い合わせのあった企業へのアフターフォローについて、企業誘致に結びつかなかった要因の分析について、企業誘致方針の作成時期について、外国人の入札参加規制についてなど、種々質疑がありました。

委員間討議においては、産業用地の取得に当たり危惧されていることについて、各委員からお聞きしたいとの発言があり、全委員から述べていただきました。

内容としては、企業誘致方針について、人員体制や予算等の具体的な方針が見えないことから、時間をかけてよりよい方針を策定していく必要があるのではないかとの発言、土地が売れるかどうか、売るためにどうするかが危惧されるとの発言、誘致活動の具体的な成果が見えないことから、企業進出に結びつくのか心配であるとの発言、市

が用地を取得できなかった場合は、山形大学工学部関連施設の増設ができなくなる心配があるとの発言、山形大学工学部の研究が進展しなかった場合の経済や雇用に対するダメージが心配であるなど、種々の発言がありました。

採決に当たっては、産業用地基金の設置に関連し、中小機構は、購入するかしないかの回答を9月末期限としながらも、議決は求めていることから、今後時間をかけて議会と議論を重ねながら、具体的で全庁的なものを加味し、よりよい企業誘致方針としていく必要があるとして、12月議会まで継続審査とする意見、また、山形大学工学部の有機ELの進展の中で、当該産業用地は大変重要で、優良な準工業地域、工業専用地域であり、今後新たに造成することは考えられないことから、将来のまちづくりに向けた財産として、有効に活用していくべきであり、基金の活用についても妥当であるとして賛成とする意見に分かれましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第86号米沢市特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の設定についてであります。本案は、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間、特別職の職員等の給与を減額して支給しようとするものであります。

本案に対し、委員から、6月議会で議案が否決されたことにより、当局は何を学んだかとの質疑があり、当局から、職員団体との交渉においては、労使合意を目指して丁寧な説明を心がけてきたが、理解を得られなかったことは非常に残念に思うとともに、交渉の期間が短く、議論が尽くされていないかという議員からの指摘については、反省しているとの答弁がありました。

また、委員から、今回の提案に当たっての職員団体との交渉において、一定の理解が得られたという説明があったが、どの程度の理解かとの質疑

があり、当局から、最後の交渉の際の職員団体の話では、地方交付税を使った国のやり方が極めてうまくないので、職員団体としては決して合意できない。しかし、交渉を重ねた結果、当局の減額しなければならない背景については理解したということで、議論は尽くされたので、8月30日をもって交渉終了としたい。今後はお互いに前に進むよう努力しましょうという話をいただいたとの答弁がありました。

さらに、委員から、今回の減額により、職員のモチベーション低下が懸念されるが、維持、向上させるためにどのように考えているかとただされ、当局から、モチベーションが下がる職員だけではないと考えているが、地道に職員の意識改革等を行いながら頑張ってもらいたいとの答弁がありました。

また、委員から、モチベーションを維持するために、労働条件の改善などを積極的に行っていくことが重要ではないかとしてただされ、当局から、勤務条件の改善や職場環境の整備については、職員団体と協議を行い、前進していると認識しているが、引き続き協議、交渉を進め、気持ちよく仕事ができる環境づくりに努めてまいりたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、職員給与は人事院勧告に基づき決定すべきだが、今回の減額は、国が給与削減を前提として、先行的に地方交付税を削減したことにより行われるもので、国のやり方に怒りを覚える。同時に、経済政策を重視している中であって、8,300万円に及ぶ職員給与が減額され、さらには、本市の職員給料表を参考とする公的団体や民間企業があることを考慮すると、地域経済へ及ぼす影響が多大であるとして反対とする意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第4号新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書提出方請願についてであります

が、本請願は、来年4月に予定されている消費税増税に伴い、各家庭の経済的負担が増し、新聞購読を中止する家庭がふえることを懸念し、国民の知的レベルや社会への関心が低下するおそれがあるとして、複数税率の導入、新聞への軽減税率適用を求める意見書を政府に対して提出していただきたいとするものであります。

審査に先立ち、紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、他市町村議会では、軽減税率の適用は新聞に限定すべきではないといった意見もあるが、紹介議員はどう考えるかとの質疑があり、紹介議員から、請願者は、複数税率の導入は必要と考えているが、他の団体とともに請願を提出するには時間がないことから、山形県一円の各販売店会が、今できることとして、県内32市町村に一斉に請願を提出したものである。今後、さまざまな団体から同様のものが出ることは明らかに予測されるが、今回の意見書の提出が、政府において、先行して軽減税率適用品目の議論を行う契機になってほしいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、インターネットにより、新聞と同様の情報を得ることが可能になっていることから、新聞の購読数が年々減少傾向にあるのではないかとの質疑があり、紹介議員から、減少傾向にはあるが、新聞は一定の紙面の中での情報のバランスにすぐれているので、情報リテラシーを得る上でも有効であり、IT化が進展しているからこそ、新聞の重要性は増している。電子新聞や電子書籍も含め、知識・情報が得られるものに軽減税率を適用していただきたいというのが請願の趣旨であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、請願者団体はなぜ非課税を求めないのかとの質疑があり、紹介議員から、日本新聞協会が作成した資料が「軽減税率の適用」とされており、それがもとになっていること。また、請願者団体には、消費税が増税され、各家庭

の定期購読がしにくくなることに歯どめをかけたいという思いがあり、税率はできるだけ低く、非課税にこしたことはないという認識であるとの答弁がありました。

また、委員から、ヨーロッパ諸国のように20%前後の税率であれば軽減税率もあり得るが、1桁の税率では課税か非課税かの議論になるのではないかとしての質疑があり、紹介議員から、税率が低ければ軽減税率の適用は難しいが、所得の低い方や増税の影響の大きい方が、できるだけ早い段階で安心感を持てるような増税の議論が行われるべきであり、本請願が提出されたことは非常に意義深く、本市議会として意見書を提出していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、本請願は消費税増税を前提にしているが、増税は、その結果として景気が悪化することにつながることから、増税そのものの是非を問題にしなければ、新聞の発行、新聞販売店の営業も守れないのではないかと質疑があり、紹介議員から、増税については一定の民意を得ながら法制化されたという前提があることから、本請願は「消費税増税にあたり」という文言を使っているが、増税を推奨しているものではない。あくまで、その対策として、複数税率の導入、軽減税率の適用を求めているものと御理解いただきたいとの答弁がありました。

そのほか、本市の新聞購読数について、本請願の全国的な提出状況についてなど、種々質疑がありました。

委員間討議においては、本請願は複数税率の導入を求めているが、消費税増税はしかるべきで、税制は単純で明解な単一税率であるべきと考え、各委員の考えをお聞きしたいとの発言があり、全委員から考えを述べていただきました。

内容としては、低所得者への影響や現在の経済状況を鑑みると、消費税を今増税すること自体すべきではないとの発言、今回は新聞に特化して審査すべきであり、その他の税率についてはその都

度議論していかなければならないとの発言、軽減税率を拡大すると、税率を上げる目的が薄れてしまう可能性があることから、今後の検討が必要との発言、税率が上がっていく中で、将来的には軽減税率、複数税率の導入は必要であるなど、種々の発言がありました。

採決に当たっては、インターネット記事の情報源が新聞であること、日本人の識字率が高く、文字文化が広く浸透している背景には、新聞の戸別配達という文化があることなど、新聞の持つ意味を考えると、願意妥当であるとして採択とする意見、また、現在の経済状況下での消費税増税はすべきではなく、本請願は増税を前提としていることから不採択とする意見、税制の複雑化には問題があり、消費税は単一の税率とすべきであるとして不採択とする意見、さらには、軽減税率の適用については今後において検討すべきとして、継続審査とする意見に分かれましたので、起立による採決を行った結果、いずれも過半数を得るに至らず審査未了となりました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に討論に入りますが、議第86号に対し、22番高橋義和議員、請願第4号に対し、9番白根澤澄子議員から討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、22番高橋義和議員。

〔22番高橋義和議員登壇〕

○22番（高橋義和議員） 議第86号米沢市特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の設定について、反対の立場で討論をいたします。

ことし1月、政府は、「国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請す

る」としました。これは、法律的な根拠のない、あくまでも政府から自治体へのお願いでしかないものです。

地方自治法第1条の2で、①地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。②国は、前項の規定の趣旨を達成するため（途中略）地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない、とあります。

自治とは、みずからのことをみずからの手によって決定し、執行することです。国からの要請はこの地方自治法に反しています。そうであるからこそ、全国市長会を初め地方6団体が、「地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹にかかわる問題であり、ましてや、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源である地方交付税の性格を否定するものであり、断じて行うべきではない」との表明をしたのです。

地方交付税は、自治体運営に必要と想定される金額である基準財政需要額に沿って各自治体に交付されます。今回の国からの地方交付税から地方公務員の給与に関する部分を削減することは、国家公務員及び地方公務員の給与が人事院勧告や都道府県の人事委員会勧告という労働基本権の制約に対する代償措置制度を否定し、法的な裏づけがない、誤った交付税の措置でしかありません。

米沢市当局は、職員給与を削減しなければ、その分市民サービスが低下するから、そのためにも実施しなければならないと言います。

今回、国は、地方交付税総額から地方公務員の職員給与削減分として、約8,500億円を減額しま

した。そして、その8,500億円を緊急防災・減災事業と地域の元気臨時交付金事業にそっくり、実質的に充当した形をとりました。米沢市は、置広分を含めて約2億円の地方交付税の減額がされたと報告をしています。しかし、これを実質財源とした、地域の元気臨時交付金で7億円もの交付を受けました。今9月定例会で、その分の予算を補正し、そして、交付金分の市債や一般財源を減額しています。米沢市の場合、差し引き約5億円のもうけです。だから、国の要請には逆らえないのでしょうか。

大河ドラマ「八重の桜」で、会津の人材育成「什の掟」、これは、指定教育7カ条に当たるものですが、この中で「ならぬことはならぬものです」という言葉が有名になりました。この言葉は、だめなものはだめというような意味だと思っていましたが、間違っていました。これは、右の条文はかたく守るべきものであるという意味です。会津藩の「什の掟」7カ条ありますが、7カ条の締めくくりが「ならぬことはならぬものです」なのです。たとえ、不合理と思われるものでも、決められたこと、年長者の言うこと、ひいてはお上の言うことは絶対守れ、破ってはならぬということにもつながります。

米沢市には、上杉鷹山の「なせばなる なさねばならぬ何事も ならぬは人のなさぬなりけり」という言葉があります。私たちが会津藩と上杉藩、この家訓のどちらの立場をとるべきかは一目瞭然だと思います。ぜひ、交付税の減額の分を、「なせばなる」と、こういった職員の工夫を通して、新たな活路を見出していくことが必要ではないかと思います。

以上、反対理由を申し上げ、議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたします。

○島軒純一議長 次に、9番白根澤澄子議員。

〔9番白根澤澄子議員登壇〕

○9番（白根澤澄子議員） 請願第4号新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書提出方請願は、

来年4月の消費税増税によって、新聞の購読が減り、新聞販売店の経営が悪化し、雇用が失われるのではないかとことを心配されています。私も心配です。また、新聞は「民主主義を支える社会基盤」であり、「新聞の購読を中止する家庭がふえること」で、「国民の知的レベルや社会への関心が低下することにより、日本の将来は危ういものになる」「特に、社会的、経済的弱者にその傾向が出た場合は、格差が拡大し、社会的不安定を招く」と、新聞の特別な社会的役割と影響に言及しており、私も共感するものです。

新聞の発行と販売は守っていかなければなりません。そのための最善の方法は消費税増税を中止させることだと考えることから、増税を受け入れた上で新聞への軽減税率適用を求める請願には残念ながら反対をしなければなりません。

物やサービスの消費にかけられる消費税は、所得が低い人ほど負担が重くなる逆進性が強い税金です。2006年の総務省の家計調査をもとにした推計によれば、所得の低いほうから高いほうへ10%ずつ10段階に分けた場合、所得の低いほうから10%の方々の負担は2.8%ですが、所得の多いほうから10%の方々の負担は1.9%にしかありませんでした。

世界では148カ国で日本の消費税に当たる付加価値税を導入していますが、逆進性を考慮し、多くの国々で大きく分けて2つの低所得者対策がとられています。1つは、食料品や医薬品、水道水、電気などの生活必需品、新聞、書籍、住宅などの特定品目に軽減税率を適用したり、非課税措置をとることです。もう一つは、社会保障制度によって、税負担による低所得者の生活悪化を防ぐ対策です。しかし、日本ではこれまで何も対策がとられてきませんでした。

消費税増税は国民生活とともに経済にも大きな影響を及ぼします。1997年に消費税を3%から5%へ引き上げました。消費税など9兆円の国民負担増でした。その結果、増税が国民生活を直撃

して、国民所得を減らし、景気を悪化させて、税収減、財政悪化をもたらしています。年間平均給与は、1997年の446万円が2012年には377万円となり、約70万円減少しています。国税は、1997年の53.9兆円が2011年の42.8兆円と、11.1兆円減っています。国の長期債務残高は、1998年度末の390兆円程度から今年度末の見込みで777兆円程度へと、387兆円も増加する見通しになっています。これまでも、消費税は社会保障のためと言われてきましたが、消費税を増税しても、社会保障の財源は出てこなかったし、財政を大幅に悪化させることにしかなかったのです。

政府は、10月1日にも来年4月から消費税を5%から8%へ引き上げることを決定すると伝えられています。国民負担増は8兆円にもなります。その増税を前にして、8月から生活保護基準を3年間で670億円削減することを開始し、10月から3年間で年金の2.5%削減を始めようとしています。低所得者の所得をさらに低下させて、その上に消費税増税負担を求めようということであり、余りにも異常な対応です。増税の影響軽減として、住民税非課税世帯に現金の支給も検討しているようですが、一回限りであり、低所得者の生活圧迫は免れるものではありません。

増税を前に政府は景気の腰折れを防止する経済対策を検討しています。中身は公共事業と法人税の減税です。法人税の減税は、東日本大震災の復興財源として、あらかじめ法人税を減税した上で10%上乘せしている分について、来年度までの3年間の増税を今年度で打ち切ることや、法人実効税率を引き下げようというものです。法人税はもうかっている黒字の企業が納める税金です。中小企業の7割以上が赤字であり、法人税を納めている主体は大企業です。国民の復興財源の負担は所得税で25年間、住民税で10年間続くのに、大企業の負担だけ軽減し、さらに利益を上げさせようということでしょうか。

政府は、消費税増税分は全て社会保障に使うと

言っていますが、安倍内閣が8月末に閣議決定した社会保障プログラム法案骨子を見ると、70歳から74歳の医療費窓口負担を1割から2割に引き上げることなど、医療、介護、年金、子育てのどれもが負担増、制度改悪と言わなければならない内容になっています。社会保障のための消費税増税とはとても言えないものです。

これらのことから獨協大学教授の森永卓郎氏は、消費税増税は「給料が上がらず苦しんでいる庶民から金を取り上げて、大企業に所得移転」するものと指摘しています。そのとおりだと思います。

社会保障の財源は税負担の原則である応能負担の原則を貫いて生み出すべきです。1989年の消費税導入以降、法人税と所得税の最高税率を段階的に引き下げてきました。法人税は42%から25.5%になりました。その結果、大企業は利益を使い切れず、内部留保としてため込み、資本金10億円以上の大企業で見ると、1998年の143兆円から2010年の266兆円へと内部留保を大幅増加させています。所得税の最高税率は50%から40%に下がり、そのほかの減税も相まって、年収1億円を超えると税負担割合は高くなるどころか、むしろ低くなっていきます。利益を上げ、所得が多い力のある方々に、能力に応じた負担を求めるという応能負担の原則をきちんと確立すれば、10兆円以上の財源が生み出させるという試算もされており、消費税増税によらなくても、社会保障の財源をつくることは可能です。

過去の経験からも、今回の政府の対応を見ても、消費税増税は貧困、格差を広げ、税収を減らし、財政を悪化させることになり、国民生活、中小企業、地域経済を困難に陥れることになることは明らかです。ひとり、大企業だけが利益を積み増して、内部留保を拡大させていくだけです。消費税増税ではなく、税の応能負担の強化によってこそ、生活、経済を守り、社会保障を充実できると言えます。

安倍内閣の経済政策、アベノミクスで、生活必

需品が高騰しており、基本給に当たる所定内給与が前年同月比14カ月連続減少している中での消費税増税は、日本経済をさらに落ち込ませ、多くの中小企業を経営危機に直面させることになります。したがって、新聞販売店の経営と雇用を守っていくためにも、新聞への軽減税率の検討以前に、増税をさせないことが最も重要なことになります。今月半ばの全国世論調査は、消費税増税反対、増税先送りという意見が5割から7割を占めていました。来年4月の消費税増税反対が国民多数という国民世論に依拠し、新聞販売店の方々も増税中止を求めて行動されることを呼びかけ、反対討論といたします。

○島軒純一議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

まず初めに、異議のありました議第71号について起立により採決いたします。

議第71号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

この場合、委員会審査では継続審査とする意見がありましたので、継続審査、賛成、反対の順に採決いたします。

お諮りいたします。

議第71号を継続審査とすることに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立少数であります。

次に、議第71号に賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第71号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第86号について起立により採決いたします。

議第86号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第86号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第86号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました請願第4号について起立により採決いたします。

請願第4号に対する委員長報告は、審査未了であります。

この場合、委員会審査では継続審査とする意見がありましたので、継続審査、採択、不採択の順に採決いたします。

お諮りいたします。

請願第4号を継続審査とすることに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立少数であります。

次に、請願第4号を採択とすることに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立少数であります。

次に、請願第4号を不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立少数であります。

以上のとおり、いずれも過半数に達せず、請願第4号は審議未了となりました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を11時35分といたします。

午前11時24分 休 憩

午前11時35分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 議第72号米沢市市民バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○島軒純一議長 次に、日程第18、議第72号米沢市市民バスの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長22番高橋義和議員。

〔民生常任委員長22番高橋義和議員登壇〕

○22番（高橋義和議員） 御報告申し上げます。

去る3日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、18日の午前10時から委員会室において全委員出席のもと、関係部課長に出席を求め開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議第72号米沢市市民バスの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、市民バスの廃止代替路線の普通使用料の一部を引き下げるほか、停留所の名称について規定の整備を図るものであります。

本案に対し、委員から、停留所の名称を正しい表記に直すことには同調できるが、その際、ローマ字表記など、海外の方に対する配慮は検討されたのかとただされ、当局から、今回の表記変更は停留所全体ではなく該当する一部分の変更であることから、そこまでは考慮しなかったが、今後、表記の仕方を関連部署とともに検討してまいりたいとの答弁がありました。

これに対し、委員から、住みやすいまちづくりのためにも、また誘客や企業誘致のためにも必要になってくると思われるので、関係部署と検討を重ねて実現していただきたいとの要望がありました。

また、委員から、今回の料金改定は利用率向上

のための対策の一つであると思うが、別の方策として、バスの果たす役割が、地域の公共交通機関であることのほかに、二酸化炭素の排出量抑制など、環境面への配慮につながるということなどをPRし、市民バスを利用することの意義をもっと高めてはどうかとの質疑があり、当局から、役割の説明は利用拡大のPRの方法として参考にしたいたいの答弁がありました。

さらに、委員から、市と事業者がともに利用者をふやす方策を民間事業者と協議しているのかとただされ、当局から、民間事業者に委託している南回りについては、循環路線と同じような運行体系をとっているので、利用者の利便性向上のための方策を事業者とともに検討しており、それを何とか実現したいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、利用者数や収益などの目標を設定しているのかと質疑があり、当局から、昨年の実証実験の結果から、利用者数としては、7.6%増をまず一つの目安としていること、また、運賃収入については、全体として若干マイナスであったことから、これをプラスに転じるような方策を検討してまいりたいとの答弁がありました。

そのほかに意見や委員間討議はなく、本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第72号を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第72号は委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第19 議第73号米沢市道路占用料 徴収条例の一部改正について 外5件

○島軒純一議長 次に、日程第19、議第73号米沢市道路占用料徴収条例の一部改正についてから日程第24、議第85号米沢市新文化複合施設新設電気設備工事請負契約の締結についてまでの議案6件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

産業建設常任委員長1番木村芳浩議員。

〔産業建設常任委員長1番木村芳浩議員登壇〕

○1番（木村芳浩議員） 御報告申し上げます。

去る3日と9日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案7件であります。

当委員会は、議会日程に従い、3日と19日に委員会室において全委員出席のもと、関係部課長に出席を求め開会いたしました。

議第83号米沢市新文化複合施設新設建築工事請負契約の締結については、9日の本会議において御報告申し上げておりますので、本日は、その他の議案6件について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

なお、市道路線として認定しようとする箇所について、審査に先立ち現地調査を行ったことを申し添えます。

初めに、議第73号米沢市道路占用料徴収条例の一部改正についてであります。本案は、地方税法の一部改正等を踏まえ、道路占用料の延滞金の割合を改めるほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、道路占用料の徴収実績

と未収金の状況について及び延滞金の徴収実績について質疑があり、当局から、平成24年度における道路占用料の収入は1,994万5,240円、未収金は23万7,420円であり、延滞金については現在発生していないとの答弁がありました。

また、委員から、道路占用料の未収金の徴収にかかわる職員の人数は把握しているかとの質疑があり、当局から、さまざまな業務と並行して事務を行っていることから、人数の特定は難しいとの答弁がありました。

さらに、委員から、市の債権管理は一元化すべきであると以前から提言しているが、これを契機として、庁内全体で業務を見直す議論をしていたきたいとの要望がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第74号米沢市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてであります。本案は、地方税法の一部改正等を踏まえ、下水道事業受益者負担金等の延滞金の割合を改めるほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、下水道事業受益者負担金の未収金の状況について及び未収金の徴収にかかわる職員の人数について質疑があり、当局から、平成24年度における不納欠損は22万950円、未収金は、過年度分で2,918万1,630円、現年度分で632万1,550円であり、未収金の徴収にかかわる職員については、日中は嘱託職員1名が徴収を行い、夜間は担当係の職員が月1回の徴収を行っているとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第75号市道路線の廃止について及び議第76号市道路線の認定についてであります。両案は関連がありますので、一括して審査をいたしました。

両案は、東北中央道整備事業に伴い、2路線の廃止、2路線の再認定、1路線の新規認定をする

ものであり、加えて、一般国道121号への移管に伴い、1路線の廃止をするものであり、一般国道287号米沢北バイパス新設に伴い、1路線の廃止、1路線の再認定をするものであり、さらに、一般申請に伴い、1路線の廃止、1路線の再認定、2路線の新規認定をしようとするものであります。

両案については、質疑や委員間討議もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第84号米沢市新文化複合施設新設機械設備工事請負契約の締結についてであります。この工事は、新文化複合施設建設に伴い必要となる機械設備工事であります。

契約につきましては、公募型指名競争入札による契約とし、3業者による入札を行った結果、黒澤・情野特定建設工事共同企業体、代表者、米沢市窪田町窪田210番地の3、黒澤建設工業株式会社米沢営業所、所長中山源一が3億5,175万円で落札し、仮契約を締結したので、本契約を締結しようとするものであります。

本案に対し、委員から、政府においては来年4月から消費増税の実施を検討しており、平成27年3月の完成期限までの間に新税率の適用が想定されるが、この工事は現行の税率で契約を締結することから、請負業者はどのような影響を受けるのかとの質疑があり、当局から、新税率での契約については、平成25年10月1日を指定日と法律で規定しており、このたびの工事は指定日前の契約となることから、現行の税率で契約が継続され、請負業者は新税率で資材等の購入をしなければならない場合もあるので、国税庁などに確認したところ、課税売り上げに関する控除等があり、請負業者にしわ寄せがいくことはないが、消費税については大変複雑であることから、税務署で対応したいと説明があったとの答弁がありました。

採決に当たっては、新文化複合施設の建設については、当初から一貫して反対してきており、この案件についても関連があることから反対とす

る意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第85号米沢市新文化複合施設新設電気設備工事請負契約の締結についてであります、この工事は、新文化複合施設建設に伴い必要となる電気設備工事であります。

契約につきましては、公募型指名競争入札による契約とし、3業者による入札を行った結果、東北電化・タカハシ電工特定建設工事共同企業体、代表者、米沢市丸の内2丁目2番16号、東北電化工業株式会社米沢営業所、米沢営業所長、設楽健也が2億8,875万円で落札し、仮契約を締結したので、本契約を締結しようとするものであります。

採決に当たっては、議第84号に対しての意見と同様に、新文化複合施設の建設については、当初から一貫して反対してきており、この案件についても関連があることから反対とする意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

産業建設常任委員長報告中、異議のありました議第84号及び議第85号の議案2件を除く、議第73号から議第76号までの議案4件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第73号から議第76号までの議案4件は委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第84号及び議第85号

について採決いたします。

初めに、議第84号について起立により採決いたします。

議第84号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第84号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第84号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第85号について起立により採決いたします。

議第85号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第85号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第85号は委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第25 議第77号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第4号）外4件

○島軒純一議長 次に、日程第25、議第77号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第4号）から日程第29、議第81号平成25年度米沢市立病院事業会計補正予算（第1号）までの議案5件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

予算特別委員長13番工藤正雄議員。

〔予算特別委員長13番工藤正雄議員登壇〕

○13番（工藤正雄議員） 御報告申し上げます。

去る3日の本会議において、当予算特別委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

当委員会は、議会日程に従い、20日午前10時から委員会室において全委員出席のもと、当局から市長を初め教育長、市立病院事業管理者のほか、関係部課長等にも出席を求め審査を行いました。

なお、各議案の内容については、市長の説明要旨や事項別明細書等で各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑、要望等の主なものとその結果を取りまとめて御報告申し上げます。

初めに、議第77号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第4号）の歳出であります。まず、第2款総務費では、先日、山形大学工学部に研修会としてお伺いし、お聞きした内容によると、オフィス・アルカディアへの進出については、四十数社ほどが手を挙げているが、今回、市が方針として示している土地の賃貸借による誘致では困難であり、建て貸しの賃貸であればできるだろうということである。企業誘致の方針をもっと練り込んだ内容にすべきと考えるがどうかとして質疑がありました。

また、中小企業基盤整備機構から未分譲地を市が取得した場合、早期に分譲していくことが求められることから、しっかりとの方針とこれまでの検証が必要である。しかしながら、当局と議会との議論、当局内における全庁的な議論も不足しており、まだまだ議論と検討を重ねる必要があるのではないかとしていただきました。

さらに、山形大学工学部との連携については、企画調整部と産業部がばらばらに対応するのではなく、市一体となって臨む態勢が重要であり、また、戦略的な組織に変えていく必要があると思うがどうかとして質疑がありました。

また、サイエンスパーク構想について、3月定例会の代表質問では、山形大学工学部が持ちかけてきたら市も対応するとの答弁であったが、今回

は商工会議所等と相談しながら進めるということで、人任せであり、市としての構想はないのかとしていただきました。

さらに、有機エレクトロニクス関連はもちろん、蓄電デバイス等、事業化が期待される研究をされている先生には、山形大学工学部にとどまっていただく必要がある。市の組織内で情報を共有し、山形大学工学部のすばらしさを市民に広めていかなければならない。学園都市推進事業も見直しして、今後の実績につなげていくべきと思うがどうかとして質疑がありました。

また、中小企業基盤整備機構から未分譲地を市が購入した後、塩漬けの土地にならないか心配であるがどうかとして質疑がありました。

さらに、廃止代替路線バスに関連して、屋根つきバス停の設置についていただきました。

また、本市でも取り組むことになった次世代自動車充電インフラ整備について、どのような経緯で道の駅田沢に設置することにしたのかとしていただきました。

さらに、本市の入札制度について、同一入札参加者同士の下請は禁止しているが、これは県内で本市だけであり、地元業者を使っていく、育てていくこと等を考えた場合、この制度を見直しする時期が来ているのではないかと質疑がありました。

第3款民生費では、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金と放課後児童クラブ指導員処遇改善支援事業費補助金については、賃金改善を図ろうとするものであるが、補助金を受けた後、実際に賃金が上がったかどうかの検証が必要だと思うがどうかとして質疑がありました。

また、以前、放課後児童クラブ、学童保育における小学校の余裕教室の利用、学校敷地内の単独施設の設置については、ルールづくりをしていきたいとの答弁があったが、どのようなルールをつくっていくのかとしていただきました。

第4款衛生費では、特定不妊治療費助成事業の

実績と今後の方針について質疑がありました。

また、健康で元気な赤ちゃんを産むための母子対策の現状と今後の対策についていただきました。

第7款商工費では、中小企業基盤整備機構が所有する未分譲地を購入する時期と市が分譲できるようになる時期について、また分譲に係る事務の対応と土地利用の制限について質疑がありました。

第8款土木費では、高齢化率が高く、除排雪協力会をつくれない町内等があるが、除雪の負担軽減のため、ロータリー車をふやして対応することも一つの方法ではないかとして質疑がありました。

また、築沢地区や田沢地区に道路の除草作業を委託しているが、費用の1回分しか委託料が出ていないことから、これを改善する考えはあるかとしていただきました。

さらに、ゲリラ豪雨等で全国的に大変な被害が出ているが、河川に自生している樹木が一気に流されると、災害につながるおそれがある。危険箇所の把握や河川の災害についてどのように対応する考えかとして質疑がありました。

第9款消防費では、消防団員の防寒着については、全団員に行き渡るのか、また、いつまで配付されるのかとして質疑がありました。

以上が、議第77号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第4号）に対する審査の経過の中でありました質疑、要望の主なものであります。

採決に当たっては、オフィス・アルカディアと八幡原中核工業団地の未分譲地の取得については、もう少し議論を深めないと判断できないが、産業用地基金を設置する条例の議案については、総務文教常任委員会において継続審査との意見が出ているので、この中で議論を深めていただくことに期待するものであり、これに係る補正予算案については、産業用地基金を設置する条例案が可決されてから、執行することにおいて賛成する

との意見がありましたが、議第77号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第78号平成25年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）、議第79号平成25年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）及び議第80号平成25年度米沢市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第81号平成25年度米沢市立病院事業会計補正予算（第1号）では、市立病院の医療従事者の制服が変わったが、職員給与を減額しようとしているときに、新しい制服を支給するというのはおかしいのではないかと、また、前年度は黒字決算となっているが、職員給与に還元できないのかとして質疑がありました。

議第81号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

以上が、当予算特別委員会に付託されました議案5件の審査経過の概要とその結果であります。以上をもって委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの予算特別委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第77号から議第81号までの議案5件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第77号から議第81号までの議案5件は委員長報告のとおり決まりました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を1時といたします。

午後 0時02分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第30 議第87号友好都市提携について

○島軒純一議長 次に、日程第30、議第87号友好都市提携についてを議題といたします。

この場合、市長から提案理由の説明を願います。
安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいま上程になりました議第87号友好都市提携について説明いたします。

本市は、上杉家と吉良家とが三重の縁で結ばれた歴史的なつながりを背景に、吉良家の領地であった愛知県吉良町と平成16年から交流を行ってまいりました。

吉良町は平成23年4月1日に西尾市と合併しましたが、その後も毎年お互いの祭りに行政と市民団体がそれぞれ訪問し、交流してきたほか、本市主催の鷹山塾を通して、若手職員相互の交流研修を毎年続けております。近年は民間団体同士の交流も拡大し、また、東日本大震災の折には、心温まる多額の義援金を頂戴し、さらには、ことし西尾市との大規模災害時相互応援協定を結ぶまでに親交を深めてまいりました。

本年は、合併前の旧吉良町と本市との交流を始めてから10年目となるとともに、西尾市においては、市制施行60周年を迎えるという歴史的節目の年となることから、両市の友好関係を明確に位置づけ、相互の理解と信頼のもとにさらなる友好を

深め、ともに発展を期するため、西尾市と友好都市提携の盟約を締結いたしたく提案するものがあります。

何とぞ、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○島軒純一議長 ただいまの市長説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、6番山村明議員から討論の通告がありますので、発言を許可いたします。6番山村明議員。

〔6番山村 明議員登壇〕

○6番（山村 明議員） このたびの姉妹都市提携については、7月25日に話が出され、8月8日には会派間の足並みがそろっておりませんでした。その状態で市長から、議案として出しますと9月12日に代表者会で突然言われました。今までは、姉妹都市提携については、全会一致でやる先例でやってきたわけですが、今回はそこに至る前の時点で市長が議案として出してきたわけでありませう。極論すると、議決案件なので、多少の反対があっても出します。大勢は決まったのだからと言わんばかりです。

議会の議決が通ればそれでよいというのであれば、新文化複合施設、図書館やまちの広場の廃止と同じなのではないでしょうか。これからの人事案件などもこのようなやり方でやっていかれるのでしょうか。議会よりも相手方の市のほうが大事なのではないかね。

5月の上杉まつりのときは、姉妹都市、友好都市を御招待し、歓迎のうたげをやるのに、19の市や町に御案内をし、14の市や町の代表がおいでに

なられたとのこと。おつき合いも大変な多さになっております。

このたび、我が会派が折れて、反対はしないと議長に内々お伝えしたところ、人を介して、市長がぜひ会ってほしいと強く懇願されました。お会いはいしませんでしたが、事が解決し、めどが立ったら会ってくれとは何なんでしょうか。これは逆で、事がもめているときに動くのが市長の仕事ではないでしょうか。

以上で、議第87号に反対をしない討論を終わります。

○島軒純一議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第87号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第87号は原案のとおり決まりました。

.....

日程第31 発議第13号地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

○島軒純一議長 次に、日程第31、発議第13号地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を願います。提出者16番海老名悟議員。

〔16番海老名 悟議員登壇〕

○16番（海老名 悟議員） ただいま上程になりました発議第13号について説明いたします。

本案は、地方税財源の充実確保を求める意見書を送付しようとするため提案するものであります。

以下、意見書を読み上げて提案理由の説明とさ

せていただきます。

〔別紙 発議第13号朗読〕

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○島軒純一議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第13号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、発議第13号は原案のとおり決まりました。

.....

日程第32 発議第14号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について

○島軒純一議長 次に、日程第32、発議第14号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を願います。提出者1番木村芳浩議員。

〔1番木村芳浩議員登壇〕

○1番（木村芳浩議員） ただいま上程になりました
発議第14号について説明いたします。

本案は、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策
に関する地方の財源確保」のための意見書を送付
しようとするため提案するものであります。

以下、意見書案を読み上げて提案理由の説明と
させていただきます。

〔別紙 発議第14号朗読〕

以上であります、議員各位の御賛同をお願い
申し上げ、提案理由といたします。

○島軒純一議長 ただいまの提出者説明に対し、御
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御
希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 議員間討議を終結いたします。

次に、討論に入りますが、通告がありませんの
で、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第14号を原案のとおり決するに御異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、
発議第14号は原案のとおり決まりました。

追加工程第33 発議第15号米沢市議会
議員の議員報酬の臨時特
例に関する条例の設定に
ついて

○島軒純一議長 次に、日程を追加し、発議第15号
米沢市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する

条例の設定についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を願いま
す。提出者16番海老名悟議員。

〔16番海老名 悟議員登壇〕

○16番（海老名 悟議員） ただいま上程になり
ました発議第15号について説明いたします。

本案は、平成25年10月1日から平成26年3月31
日までの間、米沢市議会議員の議員報酬を議長、
副議長は100分の10、議員は100分の7.33減額して
支給しようとするため提案するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

以上であります、議員各位の御賛同をお願い
申し上げ、提案理由の説明といたします。

○島軒純一議長 ただいまの提出者の説明に対し、
御質疑ありませんか。12番堤郁雄議員。

○12番（堤 郁雄議員） それでは、私から質問
いたします。

もとより、議員報酬削減そのものに反対するも
のではありませんが、議会基本条例との兼ね合い
でお聞きいたします。

議会基本条例第21条には、「議員定数及び議員
報酬の改正に当たっては、議員が提案する場合は、
市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考
慮するとともに、広く市民の意見を聴取するものと
する」との規定がありますが、このたびの発議は、
広く市民の意見を聴取した形跡がありません。21
条の規定があるにもかかわらず、なぜ市民の意見
を聞かずに結論を急ぐのか、手続上不備があると
は考えないのかお答えください。

○島軒純一議長 提出者海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） ただいま、議会基本
条例の第21条に沿っていないのではないかと
いう御質問でありましたけれども、このたびの議員
報酬の削減については、この提案にもありました
けれども、あくまでも臨時特例であります。職員
給与、先ほど、こちらでも可決されましたけれども、
こちらについても特例という形で対応されていま
す。

この議会基本条例の第21条、私も検討委員会で検討させていただきましたので、十分理解しておるつもりではありますが、これは、まさに恒久的な議員の報酬の削減という部分について検討するのであるならば、市民から多くの意見を取り、検討委員会を設けて話をしていくべきものと私は理解しております。しかるに、今回の提案はあくまでも特例であります。期間も限定されております。これについては、基本条例に抵触するものではないと理解しております。

○島軒純一議長 堤郁雄議員。

○12番(堤 郁雄議員) ただいま、臨時的なとか、特例というお話ですけれども、21条の規定には、これを特例とするとか、これを例外とするというような規定はありません。ですから、これは期間が限定されているからとか、そういうものが特例としてこの21条からは外れるという規定はここからは読み取れないと思います。

ただいま、職員給与と、というようなお話がありました。では、この引き下げ幅、議長、副議長は10%、その他の議員は7.33%引き下げるという数字は、これはどこから出してきた数字でしょうか。

○島軒純一議長 提出者海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) 代表者会、堤議員も出ておられましたので、その経緯は十分御理解されているものと思っております。

その中で、話が行われた部分については、これは6月議会から既に話がなされてきたものであります。その際にも、当初は各会派から出された中においては、全議員を100分の10とすべきとか、いや、一律に今回の職員給与の下げ幅、全体平均と同じにすべきとか、さまざまな御意見がありました。その中で、代表者会でさまざまなその意見をもんだ結果、正副議長に関しては、やはりこれは二元代表制の長であると、一方の長であると。片やの市長関係は、やはり10%落ちているということからいけば、片方の代表である議長、副議長

も同様に10%とすべきであると。これは、議長御自身からの発言もあって、そのように決めさせていただきました。また、100分の7.33、こちらは職員関係で申し上げれば、部長級の皆さんがこの率で対応するという事になっております。これについても、さまざまな意見がありました。しかし、代表者会の中においては、せめてこの部長級と同額は削減すべきという意見が大勢を占めて、このような形になったというところであります。

これについては、本当に6月議会の代表者会でも話し、このたびの9月議会中の代表者会においても再度、この点を確認した上で出させていた率であります。

○島軒純一議長 堤郁雄議員。

○12番(堤 郁雄議員) つまり、職員給与に合わせたということですね。議員報酬というものは、職員給与と同じものではありません。今まで、職員の給与が上がったから、報酬を上げるとか、下がったから、下げるとか、そういうことはしてこなかったと思います。つまり、職員給与と連動しないというのが普通です。なぜなら、議会は市役所の一部署ではなく、独立した機関だからです。

今、二元代表制というお話もありましたが、基本条例にも二元代表制ということが何度も出てきております。削減額にしても、議会が十分に審議して結論を出すべきで、単純に市に追随すべきではないと考えます。定数や報酬については、検討委員会などを立ち上げて、そこで十分に審議するという事になっていたはずですが。これらが守れないということは、基本条例の精神にも手続上も抵触すると言わざるを得ません。いかがでしょうか。(「議事進行。質問ではないと思いますが。意見の開陳ではないでしょうか」の声あり)

○島軒純一議長 質問にしてください。

○12番(堤 郁雄議員) では、十分な審議がなされていないというのは、基本条例に抵触しませんか。

○島軒純一議長 提出者海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 何度も申し上げますけれども、堤議員もおられたはずです。代表者会では、これについて、一度の話し合いで決まったわけではありません。各会派にも持ち帰っての話し合いが行われてきたはずです。決して、簡単に決められたというような中身ではございません。

また、先ほどの意見の中でもありましたけれども、二元代表制という部分を私も申し上げましたけれども、二元代表制の一方の代表であることに我々は間違いはありません。しかし、それ以前に、我々は市民の代表でもあるはずです。ということになれば、このたびの削減がどこに響いていくのかということは、当局からの数度にわたる説明にもありましたが、市民サービスを削らざるを得ないと、この点にかかってくると。市民の代表である我々が、市民サービスを削られるということを目前にして、自分たちの報酬をそのままに、職員給与だけを下げるということは到底がえんじ得ない話だと感じておるところであります。

以上です。

○島軒純一議長 ほかに御質疑ございませんか。8番高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 1点だけお伺いしたいわけですが、県議会の今回のこの問題の対応はどのようなふうな対応をされたのか。

それから、県内の市町村議会での対応状況というのをお知らせいただけますでしょうか。

○島軒純一議長 提出者海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 私の知っている限りですが、山形県議会では、議会からの議員報酬の削減という部分についてはなかったと聞いております。

あと、それから県内の市町村議会の中においては、6月議会の時点で既に、天童、新庄、村山の3市議会、あと、それから西川、舟形、金山、この3町議会、合わせて6市町議会が6月議会の時点で議会側も報酬を削減するということが出されていたようです。この9月議会においての議会

の対応については、まだ確定をしていないということで、私としては情報をとっておりません。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 今、御答弁いただきましたところをお聞きしますと、県議会では県の職員の給与については、今回提案された議案と同じような、職員の分については同じような対応をして、議会としては、それに従って対応していなかったということですし、県内の市町村の状況をお聞きしましても、35の市町村があるわけですが、その中で、今回の米沢市のように、議会が削減したというのは、私今お聞きしたところによりますと、少数だと思いますけれども、その辺のところ、今回提案提出された提出者はどういうふうに見ていらっしゃるのか、これ。県の対応やら、県内の市町村のところでは、削減したところが少ないという状況について、どういうふうにお考えか、お聞きしておきたいんですけれども。

○島軒純一議長 提出者海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 県の県議会の対応、これについては、山形県議会での判断というものだったと思います。これについて、私がどうこうというようなものではないと思っております。

また、他市町のところで、6市町議会ですから、確かに、全体に比べれば少ないということはあると思います。しかし、先ほども申し上げたとおり、これはそれぞれの議会での判断ということになりますが、そこにいらっしゃる市民、町民、これらのサービスを、この交付税削減によって削らざるを得ないという判断は各市町村でも同じ判断をしておられたようです。という点からいけば、この6市町議会もしかり、米沢市議会もしかり、地元にいる市民サービスを削ると、削られるということに関しては、当然忍びない。であるならば、職員給与を下げるのであれば、議会側も市民の代表である我々も同様に下げるものという判断がなされたということからいけば、私は議会の数の大小ではないと思っています。むしろ、

少ないからこそ、我々のやる意義があるものと私は判断しております。

○島軒純一議長 よろしいでしょうか。

ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 議員間討議を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。8番高橋壽議員。

〔8番高橋 壽議員登壇〕

○8番（高橋 壽議員） 日本共産党市議団を代表し、発議第15号議員報酬額削減についてに反対をし、討論いたします。

反対理由の第一は、この発議は、議案第86号職員給与削減の議案が可決したことを受けて提出されたものです。もし、可決されなかったら、発議は提出しなかったのではありませんか。

議員報酬は、そもそも職員給与に引きずられて引き上げたり、引き下げたりするような性格のものではありません。地方公務員の賃金が、国家公務員賃金や人事院勧告に準拠して決められるものに対して、地方議員の議員定数やあるいは報酬額というのは、自治体の予算、人口、面積、議員数など、その自治体特有の条件を基礎にして住民要求を議会と行政にいかにして反映しやすくするかという観点を大事にし、さらに、住民の合意も得ながら決定されるべきものです。

今回の地方公務員給与削減は、地方自治体を強制的に国の政策に従わせようとするもので、これは絶対に容認できるものではありませんし、この発議は、地方公務員賃金と性格も全く違い、また、今回の削減議案とも関係のない議員報酬を、議会みずからが提案することに、私は全く理解できるものではありません。これでは、国のやり方を不当だと言っておきながら、職員の給与削減議案を

可決した議会の責任を幾らか後ろめたさを感じて、議会が職員に対して痛み分けて免罪を求めるようなものではないでしょうか。提出した意見書どおりに、国のやり方に抗議をし、「そんなやり方はやめよ」というのであれば、職員給与削減に賛成すべきものではありません。

大体、国は、今回の地方交付税削減分に、地方議員の報酬分は含めておりません。先ほど、提出者からありましたけれども、住民サービスが地方交付税削減でサービスが落ちるというようなお話しされましたけれども、今回の地方交付税の削減は、国が言うのは、地方公務員、いわゆる市の職員の給与分だと、見合いだと言っておりまして、地方議員の報酬分には含まれておりません。つまり、財源的にも議員報酬を削減しなければならない理由は全く見出せません。

県内の自治体でも、議員報酬まで引き下げた議会は、先ほどの答弁でもありましたように、少数でありまして、あとは地方議会として真つ当な対応をしています。米沢市議会が、今回、議員報酬改定に手をつけるようなことになれば、米沢市議会の異常さが逆に目立つことになるでしょう。米沢市議会も真つ当な対応を求めるものであります。

反対理由の第2は、米沢市議会は、先ほど堤議員からもありましたけれども、議会基本条例を制定いたしました。第21条、これは議員定数及び議員報酬について、「議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、議員が提案する場合は、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、広く市民の意見を聴取するものとする」としています。この条例に照らしても、今回の発議は提出すべきものではありません。

今回は特例だと提出者も言いましたけれども、もし、特例だという意見があるとすれば、では、特例と判断した理由は何なのか。もし、特例とするのであれば、第21条でいう、「市政の現状と課題」、「将来の予測と展望」、「広く聴取した市

民の意見」とは別に、特例として議員報酬改定が迫られるような事由が発生した場合を、きちんと議会基本条例の中に定めなければなりませんし、今回の議案にそうした特例とする合理的な理由は何ら見当たりません。見当たらないからこそ、6月議会で、この米沢市議会が国に対して抗議の意見書を上げたのではなかったのですか。議員がみずから議会の最高法規と位置づけて制定した議会基本条例を、議員の勝手な理由であれこれ解釈し、特例などとすべきものではありません。引き下げを特例とする、では、引き上げることも議会が提案し、議会がそれで可決するという事になれば、何らチェック機能が働かないのではないのでしょうか。下げる場合は、議員が提案して、それで可決することはよしとして、上げるのは勝手にそれもまたできるわけですか。そんなことはありません。あれこれ勝手な解釈をして、議会基本条例の条項を変えてはならないと思います。

ついでながら述べますが、6月の議員全員協議会で、この問題についての議員間討議の中で、職員給与削減分が被災地復興財源に充てられるならば、議員報酬も削減して当局に協力したいといった発言をされた議員がいたかと思います。これは何か勘違いをされているんだろうと思います。削減された地方交付税分が被災地の復興財源に充当されるわけではありません。被災地復興財源は、国の地財計画では、別枠で確保されています。ましてや、本市の議員報酬の削減分が被災地復興財源に充てられるということでは全くありませんので、そのことも御承知おきください。

以上、2つの理由を述べて、発議第15号の反対討論とします。

○島軒純一議長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 なければ、討論を終結し、採決いたします。

この場合、異議がありますので、改めて起立により採決いたします。

お諮りいたします。

発議第15号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、発議第15号は原案のとおり決まりました。

.....

市長挨拶

○島軒純一議長 以上で、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 市議会9月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

去る9月3日に招集いたしました本定例会は、本日全日程を終了いたしました。25日間にわたる会期中、工事請負契約の締結、平成24年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の各決算の認定、友好都市の提携など数多くの案件について終始真剣な御審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程で賜りました重要な御指摘、御意見等につきましては、今後の市政執行に十分反映していきたいと考えております。

このたび認定いただいた平成24年度一般会計決算においては、歳入額は前年度に比べて全体的に減少し、歳出額は豪雪への対応のため支出の増加があるものの、塩井町団地2号棟の完成などにより、投資的経費が減少したことなどから、前年度に比べて減少しております。しかしながら、今後も少子高齢化等が進行することにより、扶助費等の増加が見込まれることから、本市は依然として厳しい財政状況にあります。

このようなことから、引き続き、行政運営の効率化を図るとともに、計画した事業を着実に実行し、米沢らしい魅力あるまちづくりを推進したいと思います。

さらに、議決をいただいた新文化複合施設の建設に関しましては、本施設は中心市街地活性化のための交流の拠点として、また、教育・文化の質を高め、人材を育むための重要な施設として位置づけておりますことから、本施設の効果的な利活用の促進に取り組んでいきますので、今後とも議員各位の御理解、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、朝晩の冷気を感じます折、議員各位の御健勝をお祈り申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

.....

閉 会

○島軒純一議長 これをもちまして、平成25年9月定例会を閉会いたします。

長期間にわたり御苦勞さまでした。

午後 1時41分 閉 会